

東大和市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

東大和市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務(以下「本業務」という。)

(2) 業務の目的

本業務は、令和9年度を初年度とする「東大和市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」(以下、「本計画」という。)の策定に当たり、準備調査及び計画策定支援業務を委託し、本計画の策定に係る業務を円滑に遂行することを目的とする。

(3) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月24日まで

(5) 履行場所

東大和市役所ほか

2 予算

(1) 予算額及び見積限度額

本業務の委託費の上限額は、下記のとおり(消費税および地方消費税を含む)とする。

(単位:円)

令和7年度	令和8年度
7,445,000円	6,127,000円

3 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。なお、参加申込書類提出時点において下記を満たしていた者が、契約締結までに要件を満たさなくなった場合には、その時点で参加資格を失う。

- (1) 東大和市の競争入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格」という。)に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 東大和市指名競争入札参加有資格者指名停止措置基準に基づき、指名停止期間中でないこと。
- (4) 東大和市契約における暴力団等排除措置要綱による入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- (5) 経営不振の状態(会社更生法第17条第1項の規定に基づき会社更生法による更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手がか不渡りになったとき等をいう。ただし、東大和市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。)にないこと。
- (6) 市区町村における準備調査及び計画策定支援業務につき、首都圏(東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県)内

の自治体において過去3年間(令和4年度～令和6年度)で実績を有していること。

(7) プライバシーマークを有していること。

(8) 準備調査及び計画策定支援業務にあたり、市の各計画との整合性を図り、円滑に進行できる体制を有していること。

4 日程

(1) 公募開始	令和7年6月4日(水)
(2) 質疑受付期間	令和7年6月4日(水)～6月17日(火)
(3) 質疑に対する回答	令和7年6月20日(金)までに順次回答
(4) 参加申込書提出期限	令和7年6月23日(月)午後5時まで
(5) 企画提案書提出期限	令和7年7月9日(水)午後5時まで
(6) 第一次審査(書類審査)	令和7年7月下旬頃予定
(7) 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和7年8月1日(金)予定
(8) 結果通知・公表	令和7年8月上旬頃予定

5 募集内容

(1) 募集方法

東大和市公式ホームページに掲載する。

(2) 配布書類

- ア 東大和市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- イ 東大和市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書(案)
- ウ 参加申込書等、各種提出書類の様式

(3) 配布方法

市公式ホームページからダウンロードすること(印刷物での配布は行わない)。

URL:<https://www.city.higashiyamato.lg.jp>

6 質疑及び回答

(1) 提出方法

質疑がある場合は、質問書【第6号様式】に入力の上、全て電子メールにて照会するものとする。なお、質疑は、プロポーザル参加申込書【第1号様式】を提出した事業者に限る。また、参加申込書類の作成に係る質問のみとする。

ア 期限

令和7年6月4日(水)～6月17日(火)午後5時まで

イ 照会先

『13 問い合わせ先(事務局)』まで提出すること。メールの件名は、『計画プロポーザル質問』(会社名)

とする。

ウ 回答

令和7年6月20日(金)までに、業者選定に参加する全事業者へ順次回答するとともに、市公式ホームページに掲載する。

なお、回答書は、本要領と一体のものとして取り扱うものとし、回答内容の疑義については、回答はしない。また、質問者の名称は公表しない。

7 参加申込に係る書類提出

(1) 提出書類

プロポーザル参加申込書【第1号様式】1部

(2) 提出期限

令和7年6月23日(月)午後5時まで

(受付時間 土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 提出方法

持参又は郵送(必着)で『13 問い合わせ先(事務局)』まで提出するものとする。なお、持参の場合は、事前連絡のこと。また、郵送の場合は、簡易書留による(未着等による事故については、東大和市は一切責任を負わないものとする)。

(4) 通知

参加申込を行なった事業者に対し、『3 参加資格』に基づき、参加の可否についての結果を事務局から速やかに送付する。

8 企画提案書等作成方法

(1) 提出書類

提出書類		備考
①	プロポーザル参加に係る必要書類の提出について【第2号様式】	
②	会社概要【任意様式】	パンフレット可
③	企画提案書【任意様式】	体裁は原則としてA4判(A3判の折込みも可)とし、縦横は問わないが横書きとする。 枚数の制限はしないが、要点を簡潔にまとめて作成すること。 【記載内容】 ・業務実施方針 ・調査、計画策定業務内容に関する具体的な提案 ・業務スケジュール ・実施体制 ・独自提案
④	業務実績書【第3号様式】	※業務実績は契約主体(契約時に乙となるもの)の実績のみとし、関連会社の実績は含めないものとする。

⑤	業務工程表【任意様式】	
⑥	業務体制表【第4号様式】	
⑦	見積書【第5号様式】	

(2) 提出について

ア 提出部数

- ① 正本:1部
- ② 副本:10 部(正本の写し。正本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。また、副本は、事業者が特定される記述やロゴマーク等を削除すること。)
- ③ CD-R又はDVD-R:1 枚(正本のデータを、PDF形式で保存したもの)

イ 提出方法

『13 問い合わせ先(事務局)』まで持参又は郵送(必着)で提出するものとする。なお、持参の場合は、事前連絡のこと。また、郵送の場合は、簡易書留による(未着等による事故については、東大和市は一切責任を負わないものとする)。

ウ 期限

令和7年7月9日(水)午後5時まで

(受付時間 土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)

9 審査方法

(1) 選定委員会による審査

東大和市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託優先交渉権者選定委員会(以下、「委員会」という。)が定める選定要領により、審査を行う。

(2) 第一次審査(書類審査)

提出書類により、委員会が書類審査を行う。

参加事業者が3者を超える場合は、評価点の合計点が配点の総合計の60パーセント以上の上位3者以内の選定を行う。参加事業者が3者以下である場合は、第一次審査を省略し、全ての参加事業者を第一次審査通過者とする(『3 参加資格』に定める参加資格を満たしていない場合を除く)。

第一次審査の選定結果については、参加事業者全てに速やかに通知するものとし、併せて第一次審査通過事業者には、第二次審査の開催日時等を通知する。

(3) 第二次審査(プレゼンテーション及び質疑による審査)

審査方法は、委員会が定める選定要領に基づく評価点によって行う。選定は、提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングにより、総合的に審査する。

ア プレゼンテーション開催日等

実施場所:東大和市役所 ※詳細は別途通知する。

実施日時:令和7年8月1日(金)予定

実施時間:企画提案の持ち時間は30分以内、委員からの質疑応答を20分以内とし、提案事業者1社あたり50分以内とする。

イ 使用機器

プレゼンテーションに必要な場合は、会場に用意するプロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。ただし、パソコン等については持参すること。

ウ その他

- ・審査は、非公開とする。
- ・審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。
- ・第一次審査の得点は第二次審査には持ち越さない。
- ・第一次審査及び第二次審査において、複数の同得点者が生じた場合は、委員会の委員の合議により提案内容の総合評価を行い、順位を決定する。
- ・第一次審査及び第二次審査において、得点が著しく低い審査項目がある者は、第一次審査通過者又は優先交渉権者若しくは次点交渉権者として選定しないことがある。
- ・第一次審査及び第二次審査において、委員会の委員の採点の合計点が満点の6割(最低水準得点)に満たない場合は、第一次審査通過者又は優先交渉権者若しくは次点交渉権者として選定しない。
- ・得点が第1位又は第2位であっても仕様書に沿わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、優先交渉権者に選定しないことがある。

(4) 優先交渉権者の決定

第二次審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉権者として、契約締結に向けて交渉する。交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉権者とする。

(5) 第二次審査結果の通知

第二次審査の結果は、第二次審査の参加事業者すべてに速やかに通知する。

(6) 審査結果の公表

市公式ホームページにおいて、優先交渉権者及び審査結果の概要(得点等)を公表する。ただし、優先交渉権者以外の参加事業者名は公表しない。

10 契約締結

交渉により、優先交渉権者との協議が成立した後、東大和市と受託者との間で随意契約により本件契約を締結する。なお、東大和市は、各年度の業務完了後、検査を経て、受託者に当該年度の委託料を支払う。

11 情報公開及び提供

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、東大和市情報公開条例に基づき提出書類を公開することができる。

12 その他

- (1) 企画提案に要する経費については、すべて提案者負担とする。
- (2) 提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。
- (3) 東大和市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (4) 提出後の提出書類の修正又は変更は、原則として認めない。
- (5) 参加申込書類の著作権は、参加申込者に帰属する。ただし、東大和市は優先交渉権者の選定活動において必要な範囲で、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出書類については、辞退届及び参加取消届が提出された場合以外は、いかなる理由があっても返却しない。
- (6) 東大和市は、提出書類等に記載された個人情報、本業務の優先交渉権者の選定のみに使用し、その他の目的には一切使用しない。

13 問い合わせ先(事務局)

事務担当(プロポーザル参加申込書、企画提案書等の提出先及び質疑受付)

東大和市健福祉部介護保険課地域包括ケア推進係(市役所本庁舎 2階1番窓口)

〒207-8585 東京都東大和市中心3丁目930番地

電話:042-563-2111(内線 1171)

FAX:042-563-5930

電子メール:hokatsucare@city.higashiyamato.lg.jp